

一般社団法人つやま市民協働発電所定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は一般社団法人つやま市民協働発電所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県津山市山北805番地に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、地域の再生可能エネルギー導入に関する事業を行い、地球温暖化防止及び地域からの創エネルギーに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民等の出資による太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備の設置・運営支援
- (2) 再生可能エネルギーの普及に関する研修会、講演会等の開催並びに市民等への普及啓発
- (3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社 員

(社 員)

第7条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(入 社)

第8条 社員として入社しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第9条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次に掲げる各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡したとき若しくは失踪宣言を受けたとき、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(退 社)

第11条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第12条 社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じ開催する。

(招 集)

第15条 社員総会は、理事会の議決に基づき、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、社員総会日より5日前まで各社員に通知する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権 限)

第17条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事又は監事の選任及び解任
- (4) 理事又は監事の報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、全社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 3名以内

(選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係のある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事・職務権限）

第25条 当法人は、代表理事1名を置き、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

（監事の職務権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（解任）

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第28条 理事又は監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 30 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法 114 条 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第 31 条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問の選任は、理事会において決議し、代表理事が委嘱する。

3 顧問は次の職務を行う。

(1) 当法人の運営上重要な事項について、代表理事の諮問に応じ参考意見を述べること。

(2) 総会及び理事会に出席して意見を述べること

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

5 顧問に顧問としてふさわしくない行為があったときは、理事会において総理事の 3 分の 2 以上に当たる多数の同意により解任することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席でき、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 多額の借財
- (2) 重要な使用人の選任及び解任
- (3) 事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (5) 第 30 条の責任の一部免除
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(理事会の開催)

第 34 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合にその請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 号により理事が招集する場合及び第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集しようとするときは、代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。

3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 41 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会で決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 42 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 43 条 基金の返還は、基金の拠出者が当法人に対して基金の返還を申し入れた後、定時社員総会決議を経て、代表理事が行う。

- 2 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。
- 3 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 44 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 45 条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解 散)

第48条 当法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、津山市に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第50条 当法人の剰余金は、一切分配してはならない。

第9章 附 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度及び事業計画並びに予算)

第 52 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 53 条 当法人の設立時理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事 堤 宗之 上藤清志 神田寿則 渡部明子
片山幸枝 木梨徹朗 菱川ますみ 藤本晴男

設立時代表理事 堤 宗之

設立時監事 村田 勇

2 設立時役員任期は、第 24 条の規定にかかわらず、最初の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 54 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 堤 宗之
岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 上藤清志
岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 神田寿則
岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 渡部明子
岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇1 片山幸枝
岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 木梨徹朗
岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 菱川ますみ
岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 藤本晴男
岡山県〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 村田 勇

(法令の準拠)

第 55 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人つやま市民協働発電所(仮称)のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 26 年 11 月 26 日

設立時社員 堤 宗 之

設立時社員 上 藤 清 志

設立時社員 神 田 寿 則

設立時社員 渡 部 明 子

設立時社員 片 山 幸 枝

設立時社員 木 梨 徹 朗

設立時社員 菱 川 ますみ

設立時社員 藤 本 晴 男

設立時社員 村 田 勇

一般社団法人つやま市民協働発電所 定款

平成26年11月26日作成